



職場内で回覧してください

協会けんぽ とやま

健康保険組合等にご加入の事業所様はご参考までにご覧ください



適切な健康保険の使用にご協力ください

その1 「第三者行為による傷病届」の提出が必要な場合があります

交通事故や暴力など**第三者（相手方）の行為**でケガ等をした時の医療費は、本来、加害者（相手方）が負担するべきものです。しかし、相手からすぐに医療費などを負担してもらえない場合は、協会けんぽに「**第三者行為による傷病届**」を提出していただくことで、健康保険を使って医療機関等を受診することができます。

第三者行為に関する詳細はこちら



第三者行為による傷病の例



相手がいる交通事故
(相手が不明な場合も含む)



けんか



他人が飼っている動物に噛まれた



同乗した車両が自損事故



飲食店等での食中毒

届出が必要となる理由

健康保険を使って治療を受けた場合、加害者が支払うべき医療費を協会けんぽが一時的に立て替えて支払うことになります。そのため、後日協会けんぽが加害者や加害者の加入する損害保険会社に対して、立て替えた医療費を請求するため、「**第三者行為による傷病届**」が必要となります。



被害者

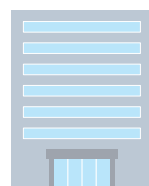
「**第三者行為による傷病届**」を提出
(すぐに提出できない場合はご連絡ください)

①受診

②治療(保険診療)



医療機関



協会けんぽ

③健康保険が立て替えた医療費の請求

④医療費の支払い



加害者

示談は慎重に

相手に過失があるにもかかわらず、治療が終了する前に示談してしまうと、損害賠償請求権を放棄したことになり、治療に健康保険を使うことができなくなることがあります。示談される前に必ず協会けんぽへご連絡をお願いいたします。

「負傷の原因について(照会)」

健康保険で治療を受けた場合、「第三者によるケガではないか」「仕事や通勤途中のケガではないか」等を確認するため、照会文書「負傷の原因について(照会)」をお送りすることがあります。照会文書が届きましたら、速やかなご回答をお願いします。



その2 工作中・通勤途中のケガや病気に健康保険は使用できません

業務災害や通勤途中の災害などが原因の病気やケガについては、**原則として労災保険の適用となり、健康保険は使用できません。**ただし被保険者が5人未満の法人役員であって、一般従業員と同一である業務を遂行している場合、その業務に起因する病気、ケガなどは、健康保険の給付対象になります。労災保険に該当するかどうかは、事業所を管轄する労働基準監督署が認定を行いますので、**詳しくは労働基準監督署にお問い合わせください。**

例えば…

仕事中

- ✕ 仕事が原因でケガをした
- ✕ 職場内でケガをした
- ✕ 出張中にケガをした

通勤途中

- ✕ 通勤途中の路上や駅などでケガをした
- ✕ 帰宅途中に交通事故にあった(寄り道等なし)



ご注意ください

- 個人や会社の判断で健康保険か労災保険かを選択することはできません。
- 誤って健康保険を使用したときは、**かかった医療費を返還していただくことになります。**



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ

全国健康保険協会 富山支部

〒930-8561 富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま6階

TEL: 076-431-6155 (代表)

協会けんぽ 富山

検索

スマホやパソコンで気軽に
楽しんでいただける健康情報を配信中！
季節の健康情報やお役立ち情報をお届け！

LINE



各種申請手続きが
オンラインでもっと手軽に
これからは、**電子申請**がおすすめです！

電子申請



その3 接骨院等で健康保険が使用できる範囲は限られています

接骨院等での柔道整復師による施術は、健康保険が使える場合と、使えない場合があります。健康保険が使用できる範囲及び施術を受ける際の注意事項について、正しくご理解いただき、適正な施術が受けられるようご協力をお願いします。

柔道整復師の
かかり方はこちら



健康保険が 使える 場合

急性などの
外傷性の
打撲



捻挫



挫傷
(肉離れ
など)



骨折※



脱臼※



※骨折・脱臼については
医師の同意が必要で
す(応急処置を除く)。

健康保険が 使えない 場合

- 単なる肩こり、筋肉疲労
- 神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等の病気からくる痛み
- 過去の交通事故等による後遺症
- 仕事中や通勤途上におきた負傷
- 保険医療機関(病院、診療所など)で治療中のケガ

など

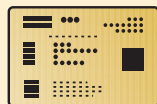
その4 資格喪失日以降は、在職時の健康保険は使用できません

在職時の健康保険が使用できるのは、退職日までです※。資格喪失日以降、それまで使用していた資格確認書等は使用できません。**誤って使用した場合は、後日医療費(総医療費の7～8割)を返還していただくことになります**(後日、協会けんぽより請求が届きます)。

※ご家族が扶養から外れた場合は、扶養から外れた当日から資格確認書等は使用できません。

退職時等の事業所における回収、 日本年金機構に提出する資格喪失届への添付要否

資格確認書



有効期限内

必要

有効期限切れ

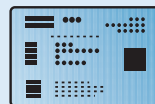
不要

資格情報のお知らせ



不要

従来の保険証



不要

- 不要となった資格情報のお知らせ及び使用できなくなった従来の健康保険証、有効期限切れの資格確認書については、個人情報にご注意いただき、ハサミを入れるなどしてご自身で廃棄してください。

従来の健康保険証は有効期限が終了しています。

マイナ保険証等
での受診について
はこちら



※有効期限切れに気付かず持参した場合は利用可能とされていましたが、その対応も令和8年7月31日で終了しました。

医療機関・薬局の受付では、

マイナ保険証



または

資格確認書



をご提示ください。

めざせ★きとまふ 富山人

〈セルフメディケーションをご存じですか?〉



セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任をもち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。毎日いきいきと過ごすためにセルフメディケーションを実践して、あなたの健康管理力を高めていきましょう。

詳しくはこちら

